

著作権教育の充実に関する文化庁の施策

【文化庁が「直接実施」すべき著作権教育事業】<著作権学ぼうプロジェクト>

<学校教育>

平成 14 年度から完全実施された「新学習指導要領」により、中学校・高等学校で著作権に関する教育を推進。

「児童生徒」(小学校 4 年生以上)を対象

・「楽しみながら学べる学習ソフト」の開発

ゲーム形式で楽しみながら著作権を学べるソフトウェアと、その手引書の作成・配布(インターネットによる配信)(平成 14 年から平成 16 年度実施)

「中学生」を対象

・「中学生向けマンガ」の作成・配布

中学 3 年生全員に、マンガによるパンフレットを作成・配布(140 万部)(毎年実施)

「教員」を対象

・「教職員向け講習会」

教職員を対象とした講習会を開催(全国 2 ヶ所)(毎年実施)

・「教員向け手引書」の作成

あらゆる教科の授業で活用できる手引書を作成(平成 15 年度実施予定)

「学校」を対象

・「著作権教育研究指定校」による著作権教育の具体的手法の研究開発

小・中・高等学校等を対象とした著作権教育の具体的な手法の研究開発(平成 15 年度実施予定)

<専門家・国民一般>

「バーチャル著作権ヘルプデスク」の構築

著作権に関するあらゆる質問に答えるデータベースの構築(文化庁ホームページにより提供する予定)(3 年計画の 2 年目(平成 15 年度))

「著作権講習会」の開催

- ・対象者別セミナーを展開(国民一般向け(全国 7 ヶ所)、都道府県事務担当者向け(全国 1 ヶ所)、図書館職員向け(全国 2 ヶ所)、著作権等管理事業者向け(全国 1 ヶ所)、企業関係者向け(平成 15 年度実施予定))。

【著作権教育を実施する関係機関・団体等への支援】

著作権学ぼうプロジェクトによる支援(再掲)

地方公共団体等主催の著作権講習会への講師の派遣

< 県 7 件 > < 市長村 5 件 > < 団体など 30 件 >

【著作権教育を実施する関係機関・団体間の連携の促進】

著作権教育連絡協議会(平成 14 年 6 月設置)による連携